省令

○農林水産省令第四十四号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第一条の三） 第二章　家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一） 第三章　家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条） 第四章　輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条） 第五章　病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五） 第六章　雑則（第五十七条―第六十五条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第一条の三） 第二章　家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の四） 第三章　家畜伝染病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条） 第四章　輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条） 第五章　病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五） 第六章　雑則（第五十七条―第六十五条） 附則
（ピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の病原体） **第一条**　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。	（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体） **第一条**　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ症	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ症	アナプラズマ・マージナーレ
家きんサルモネラ症	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ病	アナプラズマ・マージナーレ
家きんサルモネラ感染症	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）

（特定家畜伝染病）

第一条の三　法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

（特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病）

第一条の三　法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫（てい）、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。